

質問 外国人と婚姻したので氏を外国人配偶者の氏に変更したいのですが「氏の変更（戸籍法 107 条 2 項）」

回答

外国人と婚姻した日本人の氏は、婚姻を契機として変動することはありませんが、日本人配偶者がその氏を外国人配偶者の称している氏に変更しようとする場合は、婚姻後 6 カ月以内に限り家庭裁判所の許可を得ることなく、届出により氏を変更することができます。

この届出は外国人との婚姻後 6 カ月以内であればいつでもすることができますし、婚姻の届出と同時にすることもできます。ただし、外国人配偶者が死亡した後は届け出ることはできません。

➤ **届出期間は**

婚姻の日から 6 カ月以内。この期間の計算については戸籍法第 43 条の原則により婚姻成立の日を初日として算入します。外国の方式で婚姻した場合はその方式が行われた日が初日となります。

➤ **届出人は**

外国人と婚姻した者

➤ **戸籍簿の記載はどうなりますか**

戸籍の筆頭者でない者から外国人との婚姻の届出と同時に 107 条 2 項の届出があったときは、婚姻による新戸籍を編製した後に、その戸籍に氏変更事項を記載し、筆頭者氏名欄の氏の記載を更正することになります。

届出人の戸籍に同籍者があるときは、届出人について新戸籍を編製することになります。氏変更前の戸籍に在籍している子については、同籍する旨の入籍届により、氏を変更した父又は母の新戸籍に入籍することができます。